

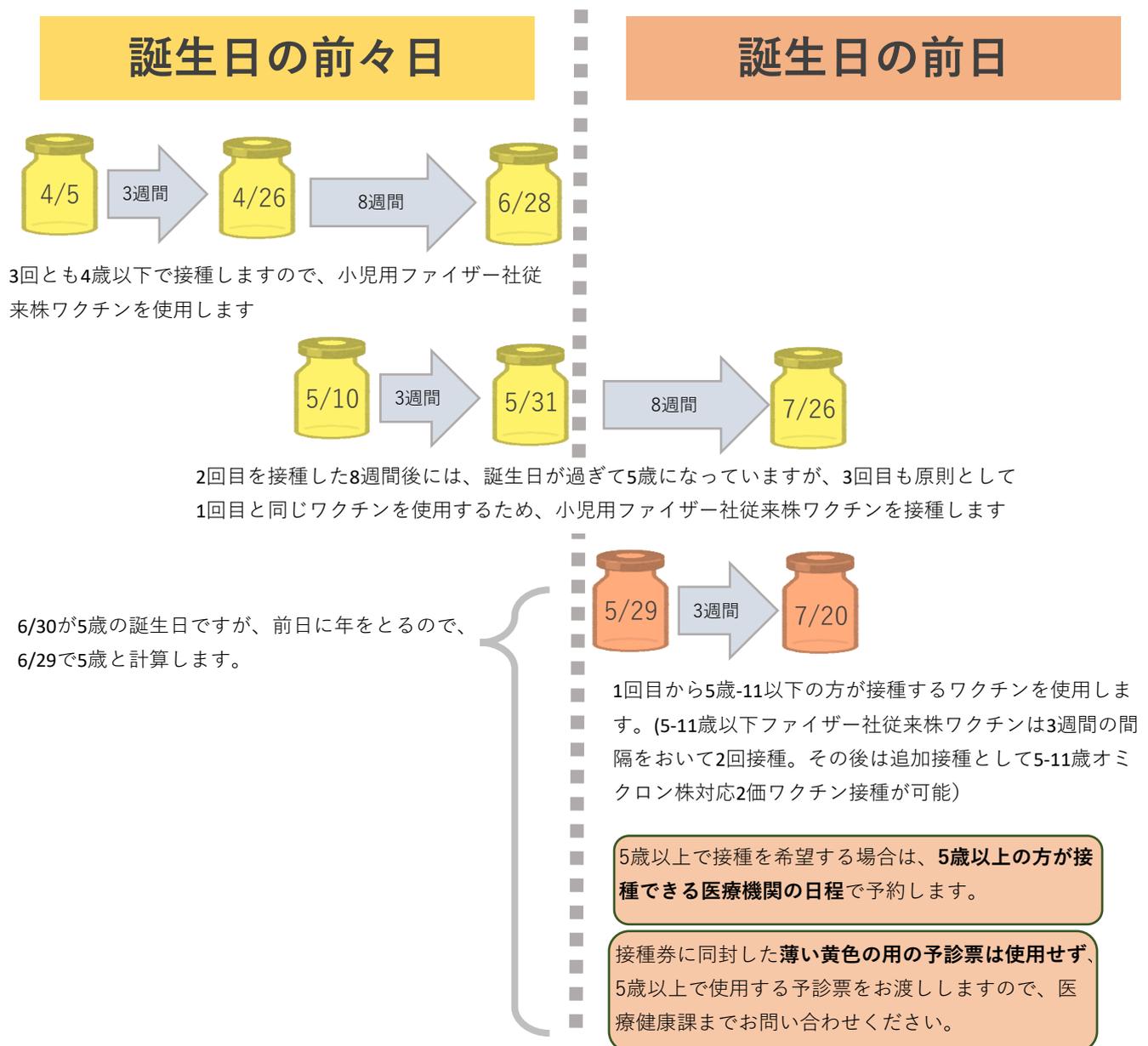
5歳をこれから迎える4歳のお子さんのワクチン接種の取り扱いについて

6か月から4歳以下までのお子さんが、新型コロナウイルスワクチンを接種する場合、3週間の間隔をおいて2回、その後8週間の間隔をおいて3回目の乳幼児用ファイザー社の従来株ワクチンを3回接種します。

これからお子さんが接種を受ける場合に、接種日のタイミングにより使用するワクチンが異なりますので、次の例をご確認のうえ、接種を希望する方は予約してください。

なお、予防接種において、誕生日の前日から5歳として扱われますので、ご注意ください。(年齢計算ニ関スル法律第2項、民法143条により誕生日の前日に加齢します)

(誕生日が6月30日で5歳のお子さんの場合の新型コロナウイルスワクチン接種の例)



ご不明な点はお問い合わせください



北秋田市医療健康課 ☎0186-62-6666